

平成30年9月12日
保健福祉部

盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例について

1 改正等の趣旨

検体検査の精度の確保に関し次のような基準の明確化等を行うため、医療法（昭和23年法律第205号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）並びに臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の一部が改正されたことに伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）が改正され、介護医療院の管理者が検体検査の業務を委託する場合の基準が改められることから、この基準を市の基準として定めている条例に関し所要の改正を行おうとするものである。

医療機関から業務を委託された者が行う検体検査の精度確保に関する新たな基準

- ア 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の設置
- イ 標準作業書、作業日誌及び台帳の作成

2 一部改正を行う条例

盛岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第25号。以下「条例」という。）

3 改正の内容

介護医療院の管理者が検体検査の業務を委託する場合の基準について、従来から医療法及び医療法施行規則の規定により定める基準に準じることとしているが、改正後の基準に引き続き準じることとし、所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

平成30年12月1日から施行する。

介護医療院は医療を行ふ
介護施設、430床以上
施設のみ。原則的
所要のみ

5 議会への追加提案

基準省令が平成30年7月27日に改正され、その改正の施行期日が平成30年12月1日であることから、条例の改正もこれに合わせて施行するため、平成30年9月市議会定例会への追加提案をしようとするものである。